

公 示 送 達 書

令和8年6月17日

下記の書類は、大田市役所税務課に保管してありますので、来所のうえ受領して下さい。

大田市長 楫野弘和



	送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定する情報 (法令根拠)
1	株式会社 森脇総業	地方税法第371条
2	中田 正則	地方税法第371条
3	山内 潔	地方税法第371条
4	豆腐谷 彩	地方税法第371条
5	坂根 恒子	地方税法第371条
6	Global Environmental Regeneration 株式会社	地方税法第371条
7	佐々木 政信 外	地方税法第371条

送達を受けるべき者の住所氏名

※ 注 意

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。